



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県例規集掲載事項)

- 公安委員会規則
 - *15 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
- 告示
 - 1372 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健総務課)
 - 1373 生活保護法による指定介護機関の廃止 (")
 - 1374 生活保護法による介護機関の指定 (")
 - 1375 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿社会推進課)
 - 1376 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")
 - 1377 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)
 - 1378 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (")
 - 1379 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)
 - 1380 " (")
 - 1381 保安林の指定解除予定の通知 (森林整備課)
 - 1382 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 公告
 - 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
 - " (")
 - " (")
 - " (")
 - 平成19年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者 (")
- 正誤
 - 平成19年10月26日付け和歌山県報第1904号和歌山県告示

第1226号中

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第15号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成19年12月14日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例(平成19年和歌山県条例第41号)の施行期日は、平成20年3月3日とする。

告 示

和歌山県告示第1372号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年12月14日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西医 147-19	真貴診療所	西牟婁郡白浜町堅田字 細野2792-1	平成 19.12.1

和歌山県告示第1373号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年12月14日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人ひがし内科クリニック	日高郡みなべ町東本庄589-1	医療法人ひがし内科クリニック訪問看護ステーションみなべがわ	日高郡みなべ町東本庄589-1	居宅介護支援	平成 19.3.31

和歌山県告示第1374号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づ

き、次のとおり告示する。

平成19年12月14日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社エポック	橋本市賢堂1035	エポック	橋本市御幸辻176-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.10.1
				居宅介護支援	平成19.12.1
有限会社在宅介護ステーション有田	有田郡湯浅町青木193-3	平安の森デイサービスセンター	有田郡湯浅町青木938-1	通所介護・介護予防通所介護	平成19.12.1
社会福祉法人串本福祉会	東牟婁郡串本町二色160	ほっとハウスうわの園	東牟婁郡串本町潮岬659	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	平成19.10.1

和歌山県告示第1375号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年12月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3071000701	有限会社エポック	橋本市賢堂1035番地	大里孝子	エポック	橋本市御幸辻176-1	居宅介護支援	平成19.12.1 平成25.11.30

和歌山県告示第1376号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78

条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成19年12月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070106285	株式会社木生	和歌山市相坂599番地の11	木村年一	株式会社木生指定介護事業所	和歌山市相坂599番地の11	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.12.1 平成25.11.30
3072500550	株式会社のの花	東牟婁郡那智勝浦町大字市野々2431番地1	前田まさ代	のの花訪問介護事業所	東牟婁郡那智勝浦町大字井関793番地4	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.12.1 平成25.11.30
3070106277	医療法人サン	和歌山市和田1202番地の5	山東秀樹	第2デイサービスセンターサン	和歌山市和田1207番地の1	通所介護・介護予防通所介護	平成19.12.1 平成25.11.30
3070106269	有限会社ハートケアサービス	和歌山市手平1丁目10番16号	北村みつる	ハートケアデイサービス	和歌山市南出島28-16	通所介護・介護予防通所介護	平成19.12.1 平成25.11.30
3071600765	有限会社在宅介護	有田郡湯浅町大字	山田耕司	平安の森デイサ	有田郡湯浅町大字	通所介護・介	平成

	ステーション有田	青木193番地の3		ービスセンター	青木938番地の1	護予防通所介護	19.12.1 平成 25.11.30
3071700144	医療法人岡整形外科	紀の川市桃山町市場383-1	岡正孝	岡整形外科デイケア丘のうえ	紀の川市桃山町市場383-1	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成 19.12.1 平成 25.11.30

和歌山県告示第1377号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成19年12月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3010100869	愛こすもすケアサービス	和歌山市十一番丁20	居宅介護 重度訪問介護	有限会社こすもす整骨院	和歌山市吹屋町3丁目37	平成 19.11.30
3010100976	はなケアステーション	和歌山市太田489番地 ネオハウス太田1階1号	行動援護	有限会社はな	和歌山市太田489番地 ネオハウス太田1階1号	平成 19.9.30
3010100141	株式会社コムスン紀三井寺ケアセンター	和歌山市紀三井寺681-4 紀三井寺テナントビル1階-A	居宅介護 重度訪問介護	株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成 19.10.31
3010100158	株式会社コムスン和歌山ケアセンター	和歌山市吉田305 グレース吉田102号	居宅介護 重度訪問介護	株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成 19.10.31
3010100174	株式会社コムスン紀の川ケアセンター	和歌山市福島336番地 森倉庫付事務所1・2階	居宅介護 重度訪問介護	株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成 19.10.31
3011400045	株式会社コムスンかいなんケアセンター	海南市名高504-1 サクラテナントA・B	居宅介護 重度訪問介護	株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	平成 19.10.31
3011700105	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会貴志川支所	紀の川市神戸331番地	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253番地2	平成 19.10.31
3011700139	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会粉河支所	紀の川市粉河412番地	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253番地2	平成 19.10.31
3011700147	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会那賀支所	紀の川市名手市場144番地1	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253番地2	平成 19.10.31

和歌山県告示第1378号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成19年12月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3010101438	ケアセンター虹	居宅介護 重度訪問介護	事業所の所在地 主たる事務所の所在地	和歌山市西小二里1番23号	和歌山市岩橋1043-5	平成 19.11.10
3010120164	セントケア和歌山	居宅介護 重度訪問介護	主たる事務所の所在地	東京都六本木六丁目10番1号	和歌山市東布経丁二丁目1番地	平成 19.11.1

30101201 72	セントケア紀の川	居宅介護 重度訪問介 護	主たる事務所の所 在地	東京都六本木六丁目10番1 号	和歌山市東布経丁二丁目1 番地	平成 19.11.1
30101201 80	セントケア紀三井寺	居宅介護 重度訪問介 護	主たる事務所の所 在地	東京都六本木六丁目10番1 号	和歌山市東布経丁二丁目1 番地	平成 19.11.1
30114002 35	セントケアかいなん	居宅介護 重度訪問介 護	主たる事務所の所 在地	東京都六本木六丁目10番1 号	和歌山市東布経丁二丁目1 番地	平成 19.11.1

和歌山県告示第1379号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2) 連絡先の電話番号(3) 大規模小売店舗の名称(4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成19年12月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) マツゲン西庄店
和歌山市西庄字妙見441番1 他7筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社松源 代表取締役社長 桑原一良
和歌山市吹上二丁目4番50号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社松源 代表取締役社長 桑原一良
和歌山市吹上二丁目4番50号
その他未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年7月31日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,700㎡
- 6 駐車場の収容台数
145台
- 7 駐輪場の収容台数
50台
- 8 荷さばき施設の面積

70㎡

- 9 廃棄物等の保管施設の容量

28㎡

- 10 開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時30分

- 12 駐車場の自動車の出入口の数

3か所

- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後10時

- 14 届出年月日

平成19年11月30日

- 15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成19年12月14日から平成20年4月14日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1380号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2) 連絡先の電話番号(3) 大規模小売店舗の名称(4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定に

より公告し、縦覧に供する。

平成19年12月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)エバグリーン串本店
和歌山県東牟婁郡串本町串本字小森生1758番地 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社たかす 代表取締役 鷹巣豊
和歌山県田辺市新万25番10号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社廣基 代表取締役 廣岡聖司
和歌山市元町奉行丁二丁目65番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年8月6日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,414㎡
- 6 駐車場の収容台数
54台
- 7 駐輪場の収容台数
20台
- 8 荷さばき施設の面積
32㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
7㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時50分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時50分～午後10時
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
3か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時～午後10時
- 14 届出年月日
平成19年12月5日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
串本町商工農林課(和歌山県東牟婁郡串本町串本1800番地)
東牟婁振興局産業振興部産業総務課(和歌山県新宮市緑ヶ丘二丁目4-8)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成19年12月14日から平成20年4月14日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1381号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年12月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 日高郡日高川町大字船津字畑山1678の1(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
 - 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 日高郡日高川町大字船津字小津茂谷1679(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1382号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年12月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2954	岩出市中黒字高塚505番の一部、506番1の一部	和歌山市新生町2番5号 東不動産株式会社 代表取締役 東行男	平成 19.11.30	6.00	56.32

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年12月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画けやき大通り第一種市街地再開発事業の決定
- 2 縦覧場所
和歌山県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年12月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画高度利用地区の決定
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年12月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画特別用途地区の決定
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年12月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画生産緑地地区の変更
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

公 告

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定に基づき実施した平成19年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者は、次のとおりである。

平成19年12月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

二級建築士試験合格者

受験番号 氏名

5F-10054L 宇治田拓也

5F-10083M 土井和美

5F-10096L 渡海大輔

5F-10098N 竹田成光

5F-10126N 前田朋子

5F-10140N 岩西智宏

- 5F-10181M 土橋由季
 - 5F-10238N 成重貴司
 - 5F-10366R 上山優果利
 - 5F-10396K 原池英敏
 - 5F-10411L 山本敦洋
 - 5F-10441N 中尾裕介
 - 5F-10622M 大西啓仁
 - 5F-10640Y 山本有輝
 - 5F-10665N 土井美穂
 - 5F-10694P 喜多邦年
 - 5F-10708P 土生昌孝
 - 5F-10780Y 中家弘太
 - 5F-10796L 藤田千絵
 - 5F-10822Y 塩路優介
 - 5F-10823K 中谷智子
 - 5F-10936L 黒崎大祐
 - 5F-10963K 原山寛史
 - 5F-20034Y 中村公平
 - 5F-20048Y 貴志昌伸
 - 5F-20077K 大前雄亮
 - 5F-20147K 池本昇
 - 5F-20260L 梶本幸嗣
- 木造建築士試験合格者
受験番号 氏名
5F-30022R 瀧口泰正

正 誤

正 誤

平成19年10月26日付け和歌山県報第1904号和歌山県告示第1226号中

ページ	段	行目	誤	正
2	右	上から19及び20	1132の1、1147	1147